

浦添市立幼保連携型認定こども園規則（平成31年規則第14号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
浦添市立幼保連携型認定こども園規則 平成31年 3 月29日 規則第14号 別表第3（第23条関係）			浦添市立幼保連携型認定こども園規則 平成31年 3 月29日 規則第14号 別表第3（第23条関係）		
区分	利用時間	金額	区分	利用時間	金額
乳児等通園支援事業（以下この表において「本事業」という。）	1時間につき	350円（備考2の	乳児等通園支援事業（以下この表において「本事業」という。）	1時間につき	300円（備考2の
		(1)から(4)までの 場合を除く。）			(1)から(3)までの 場合を除く。）
備考			備考		
次に掲げるいずれかに該当する者は、乳児等通園支援事業に係る費用について当該各号に定める金額を減免するものとする。			市長は、別表第3に定める利用料を支払おうとする保護者等が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該各号に定める額を減免するものとする。		
(1) 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合 減免額300円			(1) 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者 利用料全額		
(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 減免額240円			(2) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合及び同法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額		

(3) 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について  
地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2  
号に掲げる所得割の額を合算した（以下「市町村民税所得割  
合算額」という。）が77,101円未満である場合（前2号に掲  
げる場合を除く。） 減免額210円

(4) 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び  
要保護児童のいる世帯その他市町村が特に支援が必要と認め  
た世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況及び  
養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用負担額を軽減するこ  
とが適当であると認められる場合（前3号に掲げる場合を除  
く。） 減免額150円

ア 利用時間が1時間の場合 減免額200円

イ 利用時間が1時間を超える場合 減免額200円にその  
超える30分までごとに100円を加算した額

(3) 要支援家庭こどものいる世帯その他市長が特に支援が  
必要と認めた世帯のうち、市がその児童及び保護者の心身  
の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を減免することが  
適当であると認められる場合（前2号に掲げる場合を除  
く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め  
る額

ア 利用時間が1時間の場合 減免額200円

イ 利用時間が1時間を超える場合 減免額200円にその  
超える30分までごとに100円を加算した額